平成２７年（フ）第８４号
横浜市戸塚区前田町519番地13
破産者　関東通商株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０４号
神奈川県藤沢市辻堂新町２－１－19ブリーズハウス105
破産者　株式会社湘南美建産業
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４６号
横浜市中区羽衣町２丁目５番３号
破産者　横浜グリーンフーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８０号
横浜市金沢区幸浦２丁目22番地10
破産者　株式会社健康総合研究所
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２号
神奈川県足柄下郡湯河原町福浦吉浜207番地
破産者　有限会社ヒーロープラニング
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７６号
愛知県岡崎市福岡町字毘沙門20番地１　パレットパル203、前住所愛知県岡崎市西蔵前町字峠64番地５
破産者　土井　道春
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
愛知県岡崎市福岡町字永池46番地８
破産者　トップ・ワールド貿易有限会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
愛知県豊田市四郷町天道25番地１
破産者　昭栄工業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市賀露町南５丁目1709番地26
破産者　川田縫製有限会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３５号
愛媛県松山市一番町４丁目１－11　共栄興産一番町ビル６階、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市河原町５番地９
破産者　有限会社Ｋ－ＦＬＡＰ
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１号
愛媛県四国中央市中曽根町2216番地
破産者　マルトモ産商株式会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８４５号
福岡県福津市津屋崎８丁目８番16―102号
破産者　梅田　圭太
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５３５号
福岡県糸島市高田１丁目30番12号
破産者　川内　直子
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５０号
福岡市南区老司３丁目28番26―103号、前住所福岡市南区老司２丁目２番14号
破産者　浅野　真一
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０８号
福岡市中央区天神５丁目５番13号
破産者　櫻井　剛志
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７３４号
福岡県大野城市白木原１丁目11番３号　第一カジビル401号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区金の隈２丁目２番20―201号
破産者　梶原　　誠
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４５号
福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原304番地１セジュールふじⅢ202号
破産者　松本　千恵
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４８号
福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原304番地１セジュールふじⅢ202号
破産者　松本　正美（旧姓秋月）
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８３号
福岡市東区塩浜１丁目15番34号
破産者　宮崎いづみ
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８０９号
福岡市博多区祇園町１番23―501号、前住所福岡県糟屋郡宇美町原田２丁目２番39号フォーレスト花の木ⅡＡ棟201号
破産者　山本　昌弘
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部